

バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針

1. 基本方針制定の目的

当社は、常に社員の成長を求める共に喜び、バイクライフの生涯パートナーとしてお客様の笑顔を追求してきました。また、チャレンジし続けることで事業を拡大し、リユース業を通じた社会課題の解決や、中古バイク買取・販売のリーディングカンパニーとしてバイク業界の発展に注力してきました。そして、株主をはじめステークホルダーの皆様から愛される企業の実現を目指してきました。

今般、当社グループは新たに企業理念「常識を壊し、新たな価値と感動を生む。」を掲げ、社会に果たすべき、創業時から未来に向け一貫した使命を果たしてまいります。

当社グループは、企業理念の実現を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレートガバナンスは経営上の必要不可欠な仕組みと考えております。

当社グループは、株主、お客様、お取引先、社員、地域社会、業界の各ステークホルダーの信頼に応える経営を実現するため、経営の監視機能を強化し公正性および透明性を確保するとともに、株主との建設的な対話や説明責任を十分に果たすコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する迅速・果断な意思決定が遂行できるコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、適宜見直しを行い、ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

2. 企業理念・行動指針・企業行動憲章 [原則 2-1][原則 2-2][原則 3-1(i)]

(1) 企業理念

常識を壊し、新たな価値と感動を生む。

(2) 行動指針

夢・信念・行動・勇気・誠実

(3) 企業行動憲章

私たちは、企業の社会責任を自覚し、法令の遵守はもとより社会規範に則り、持続可能な社会の実現に向けて、行動いたします。

3. コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方 [原則 3-1(ii)]

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に応える経営を実現するため、各ステークホルダーの権利を尊重し、経営の公正性および透明性を確保するとともに、説明責任を十分に果たしてまいります。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する迅速・果断な意思決定が遂行できるコーポレートガバナンス体制を構築いたします。

4. 株主との関係

(1) 株主総会における権利の確保 [原則 1][原則 1-1③][原則 1-2②][原則 1-2③]

当社は、全ての株主の権利について実質的な平等性を確保するよう常に配慮いたします。また、株主がその権利を適切に行使できるよう、速やかに情報を開示いたします。

少数株主の権利については、株式取扱規程に規定し開示したうえで権利行使の方法を明記することにより当該権利行使が円滑にできるように努めてまいります。

また、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう招集通知の早期発送に努めるとともに、より多くの株主との建設的な対話の充実を図るため、可能な限り 2 月の集中日を避けるよう努めてまいります。

(2) 資本政策の基本方針 [原則 1-3]

当社は、次に掲げる 3 つの項目についてバランスを保ちながら推進することにより、継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

① 「株主資本の適正水準の確保」

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。

なお、必要となる資本の水準につきましては、事業活動にともなうリスクと比較して十分であることを考慮しつつ、適宜見直しいたします。

② 「配当政策」

配当については、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定いたします。

なお、配当の回数は原則として中間配当と期末配当の年 2 回といたします。

③ 「自己株式」

当社は、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策等の経営の諸施策を実行することを可能とするため、市場環境や資本効率等を勘案しながら適宜自己株式を取得いたします。

(3) 政策保有株式について [原則 1-4]

当社は、原則として政策保有株式を保有しない方針しております。

なお、例外的に取引先企業との関係・提携強化を図る目的で、保有につき合理的理由が認められる場合は、政策保有株式を保有することができます。この場合は、取締役会において事業年度ごとに取引関係の維持・強化の状況を中長期的な観点から検証し、保有継続の可否および保有割合の見直しを行い、必要に応じて開示してまいります。

また、政策保有株式については、当社の保有目的に照らし合わせて、当社の企業価値向上に資するかどうかを確認したうえで議決権を行使いたします。

（4）関連当事者との取引に関する基本方針 [原則 1-7]

取締役の利益相反・競業取引については、会社法および取締役会規程で定められた手続きに基づき、当該取引の重要な事実について、取締役会で事前の承認を得るとともに、その取引結果については取締役会に報告いたします。

また、毎年、取締役に対して、当社との取引の有無に関する調査を実施いたします。当社とグループ会社との重要な取引や、当社と当社の主要株主との非定型的な取引については、取締役会において審議の上、承認することにより、当社または株主共同の利益の害することのないよう監視いたします。

関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法に従い開示いたします。

5. ステークホルダーとの協働

（1）ステークホルダーとの協働に関する基本方針 [原則 2]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、ステークホルダーとの協働が必要不可欠であることを認識し、企業理念「常識を壊し、新たな価値と感動を生む。」を掲げ、モビリティを中心とした周辺事業の展開を通じて、社会課題の解決に資する事業活動を推進いたします。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、全従業員が企業行動憲章に則った行動を実践するとともに定期的に意思統一を図ることによって、事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。

（2）サステナビリティに関する基本的な方針 [原則 2-3][原則 2-3①] [原則 2-4]

当社は、企業理念や行動指針を全ての企業活動の土台とし、企業行動憲章を定め、事業活動の目的やその在り方・人権の尊重・環境への配慮等を規定しております。また、ステークホルダーの皆様とともに事業活動を通じて社会の持続可能な発展や成長を実現することにより、経済価値のみならず、社会価値・環境価値を継続的に創出することを目指しております。

具体的には、ユーザーにリユースを促すことでバイクのリユースサイクルを実現し、資源を再利用・有効活用する循環型社会形成に貢献いたします。

また、法令や社会規範の遵守はもとより、説明責任を果たし、公正で透明な経営を実践いたします。

さらに、多様な人財が個性を活かし活躍することによって新たな価値や競争力を生み出し続ける会社を目指してまいります。

具体的には、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人財の登用等における多様性の確保についての考え方と自動的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示してまいります。

①社会課題の解決

- ・ESG 経営の推進
 - ・バイクをはじめとするリユース業を軸にサステナビリティを巡る課題解決への取り組み強化、持続可能な社会の実現
- ②経営基盤の強化
- ・株主、お客様、社員、お取引先、地域社会、業界などにおけるステークホルダーの皆様との建設的な対話を推進
 - ・経営の公正性および透明性を確保し、コーポレートガバナンスの充実、社員成長の支援、循環型社会の実現などに向けた取り組みを一層強化

6. コーポレートガバナンス体制

取締役会の役割

（1）取締役会の役割 [原則 4]

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、ビジョンの実現を通じた持続的な成長と社会的な存在意義の創出および中長期的な企業価値の向上のため、経営戦略、経営計画その他当社経営の重要な意思決定を行うとともに、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を実施いたします。

また、取締役会における取締役の業務執行報告に対する各取締役の相互監視、監査等委員会の監査および任意の諮問委員会を通じて、取締役に対する実効性の高い監督を実施いたします。

（2）経営陣に対する委任の範囲 [原則 4-1①]

当社は、執行と監督を分離する方針のもと、取締役会規程・業務執行会議規程を定め、取締役会で審議・報告すべき基準および執行の意思決定機関である業務執行会議に委任する事項を明確に定めております。

取締役会に付議すべき事項は、法定事項・定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項としており、業務執行会議は取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に則り業務執行を実施いたします。

また、一層の機動的、効率的な経営展開を図るため、業務執行の決定権の一部を取締役へ委任いたします。

（3）執行役員制度

当社は、意思決定の迅速化による経営効率化を進めるとともに、業務執行に対する監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、機能の分離と権限の委譲を進めております。

尚、執行役員の選任は、経営方針を踏まえて担当組織の運営方針を策定し、所管業務全体について責任者としての結果責任、説明責任および中長期的な人財育成についての責任を負う者等の資格要件を定めたうえで、当該要件を満たす人物を取締役が推薦し、人事評議会で審査を行い、取締役会の決議によって2年毎に選任・再任をしております。

(4) 監査等委員会

監査等委員会は、2名の社外取締役を含む3名の取締役より構成し、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の業務執行を監査いたします。また、監査等委員会は代表取締役や業務執行取締役との定期会合を開催や社内の重要な会議・プロジェクトへの出席を通じて、多角的な視点から取締役の業務執行を監査するとともに、適切に意見を述べてまいります。

(5) 諮問委員会

当社は、諮問委員会を設置し、取締役候補者の選解任・報酬や取締役会の実効性評価等コーポレートガバナンスについて協議を行っております。諮問委員会は、半数以上を社外取締役で構成することとしており、2名の社外取締役および2名の社内取締役により構成し、必要に応じて適宜開催しております。

諮問委員会では、協議においては社外取締役の知見および助言を生かすとともに、これらの事項に関する手続きの客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の更なる向上を図っております。

(6) 独立社外取締役の員数と役割 [原則4-7][原則4-8][原則4-10①]

当社は、社外取締役の独立性に関する基準を定め、当該要件を満たす社外取締役を2名以上選任いたします。

また、社外取締役が以下の役割・責務を果たすことを通じて、企業価値の向上に取り組んでまいります。

- ①経営に関する重要事項について取締役と意見交換や協議を行い、豊富な経験と幅広い知見を活かした助言・提言を行う。
- ②取締役の選解任等、取締役会の重要な意思決定や任意の諮問委員会での答申を通じて経営の監督機能を担う。

取締役会の有効性

(7) 取締役会の構成

当社の取締役会は、営業、流通、管理各々の職務に精通している業務執行取締役と、当社の企業価値の向上に資する専門知識、企業人としての経験、見識等を有しております、取締

役として株主からの受託者責任を全うできる適任者で構成いたします。

また、当社は、定期的に取締役会の運用方法の見直しや各会議体との有機的な連携の向上により、取締役会の機能向上を図ってまいります。

(8) 取締役会のバランス・多様性および規模に関する考え方 [原則 4-11①]

当社の取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定めたうえで、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスを策定し、株主総会の招集通知等において公表することとしています。

(9) 取締役の兼任状況 [原則 4-11②]

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示いたします。

(10) 取締役会全体の実効性の分析・評価 [原則 4-11③]

当社は、取締役会の機能向上を目的として、毎年取締役会の実効性評価を実施いたします。評価は、各取締役のアンケートを基に、任意の諮問委員会が分析・評価を行ったうえで取締役会へ答申を行い、取締役会は最終的な評価および対応について協議し、その結果の概要を公表いたします。

(11) 独立取締役の独立性判断基準 [原則 4-9]

当社は、証券取引所が定める基準を参照の上、社外取締役の独立性の判断基準を定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外取締役は当社にとって十分な独立性を有していると判断いたします。

- ①当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- ②当社の大株主
- ③次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ・当社グループの主要な取引先
 - ・当社グループの主要な借入先
 - ・当社グループが議決権ベースで 10%以上の株式を保有する企業等
- ④当社グループの会計監査人である監査法人に所属するもの
- ⑤当社グループから多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士等の専門家
- ⑥当社グループから多額の寄付を受けている者
- ⑦社外取締役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
- ⑧近親者が上記①から⑦までのいずれか（④及び⑤を除き、重要な者に限る）に該当する

者

- ⑨過去3年間において、上記②から⑧までのいずれかに該当していた者
- ⑩その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(12) 取締役のトレーニング方針 [原則4-14②]

当社は、取締役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供いたします。

取締役に対しては、経営者としての素養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識、法令等の遵守および経営に関する有用な情報等を提供いたします。社外取締役に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、店舗・事業所見学、担当取締役からの説明等を実施いたします。

(13) 取締役の報酬に対する方針 [原則3-1(ⅲ)] [原則4-10①]

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めています。

役員報酬の基本方針

当社の企業理念および行動指針の体現・実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであり、かつステークホルダーとの利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものとし、透明性・客観性が高い報酬決定ルールを整備する

ステークホルダーとの利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるため、不断の挑戦に基づく目標および計画達成と報酬に連動性を持たせ、中長期的な業績の向上と社会に必要とされる企業価値の増大への実現意識を高めるものとする当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日およびその内容については、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいており、決議当時の対象取締役は4名となります。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいており、決議当時の対象取締役は3名となります。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であります。また、公正かつ透明性の高い取締役の評価を行うため、構成員の半数以上を社外取締役とする諮問委員会で取締役の報酬について協議し、その結果を代表取締役および取締役会へ答申しております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の報酬決定については、株主総会において決議された総額のうち、経営にかかる技能・知識・経験等の適性および業績に対する貢献度等を総合的に鑑み、妥当であると考えられる金額を取締役会にて協議して決定いたします。具体的には、取締役およびチーフオフィサー制による役割に応じて基準報酬を定め、基準報

酬は固定報酬と変動報酬で構成しており、変動報酬は連結売上高および連結当期純利益を判定基準として、その達成状況に応じて決定することとしております。判定金額を連結売上高および連結当期純利益として選択した理由は、当社グループの成長性および収益性を重要な経営上の指標とし、経常利益を具体的な指標としているためです。

また、当社は、取締役および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）について株式報酬制度を導入しております。本制度は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中期的な企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

取締役（監査等委員）の報酬決定については、株主総会において決議された総額内にて、監査等委員会において協議し、決定いたします。

（14）取締役の指名に関する方針 [原則 3-1(iv)] [原則 4-10①]

取締役の指名については、取締役規程で定めた当社取締役としての資格要件、経営にかかる技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、各取締役が取締役候補者を推薦し、取締役会にて協議して候補者を決定いたします。

なお、公正かつ透明性の高い取締役候補者の指名となるよう諮問委員会を設置し、代表取締役の諮問を受けて取締役候補者の指名について協議いたします。取締役の選任については、構成員の半数以上を社外取締役とする諮問委員会において審議・答申し、客観性・透明性のあるプロセスを経ることとしております。

代表取締役および取締役の解任については、それぞれ適宜諮問委員会で解任に関する協議を行い、取締役会へ答申することとしております。

（15）取締役の指名に関する個々の選解任の説明方針 [原則 3-1(v)]

取締役個々の選解任に関する判断材料となる略歴、重要な兼職の状況については、株主総会招集通知に記載しております。

7. 情報開示とコミュニケーション

（1）情報開示方針 [原則 3][原則 3-1①][原則 3-1②]

当社は、当社の定めるIRポリシーに従い、東京証券取引所が定める適時開示規則を遵守した情報開示を行うとともに、企業理念や行動指針、企業行動憲章、サステナビリティ基本方針、ビジネスモデルや事業戦略に関する計画等、適時開示に該当しない情報についても、ステークホルダーの皆様の立場から当社の状況を理解するために有用と考えられる情報を積極的かつ公平に当社ホームページ等において開示いたします。

また、当社は合理的な範囲において、上記情報を英文で開示いたします。

（2）株主との建設的な対話 [原則 5-1]

- ①当社は、IR の方針として、IR 担当取締役を代表取締役と定め、代表者自らが IR に対する姿勢を示すとともにその責任を自覚し、主にアナリストや機関投資家を対象とする個別説明の実施に加え、アナリスト・機関投資家向けに行う決算説明会では自ら説明いたします。
- また、取締役 CFO を情報取扱責任者として選任し、IR 業務を経営財務部門が担当いたします。
- ②IR 担当部門は、経理財務・経営企画・人事・総務法務・情報システム部門との情報共有を密にすることで有機的な連携に努めております。また、情報開示に関して検討するリスク管理委員会と連携を図っております。
- ③IR 活動のフィードバックおよび株主の情報等については、IR 担当取締役へ適宜報告を行い、情報共有および課題認識の共有を図っております。
- ④株主・投資家・アナリストとの対話の際には、既に発表されている数値情報以外は当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に資する事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意いたします。

（3）企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 [原則 2-6]

現在、当社がアセットオーナーとなる企業年金制度はありません。

以上